

お客さま各位

小売電気事業者等変更についてのご承諾のお願い

広島ガス住設株式会社

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

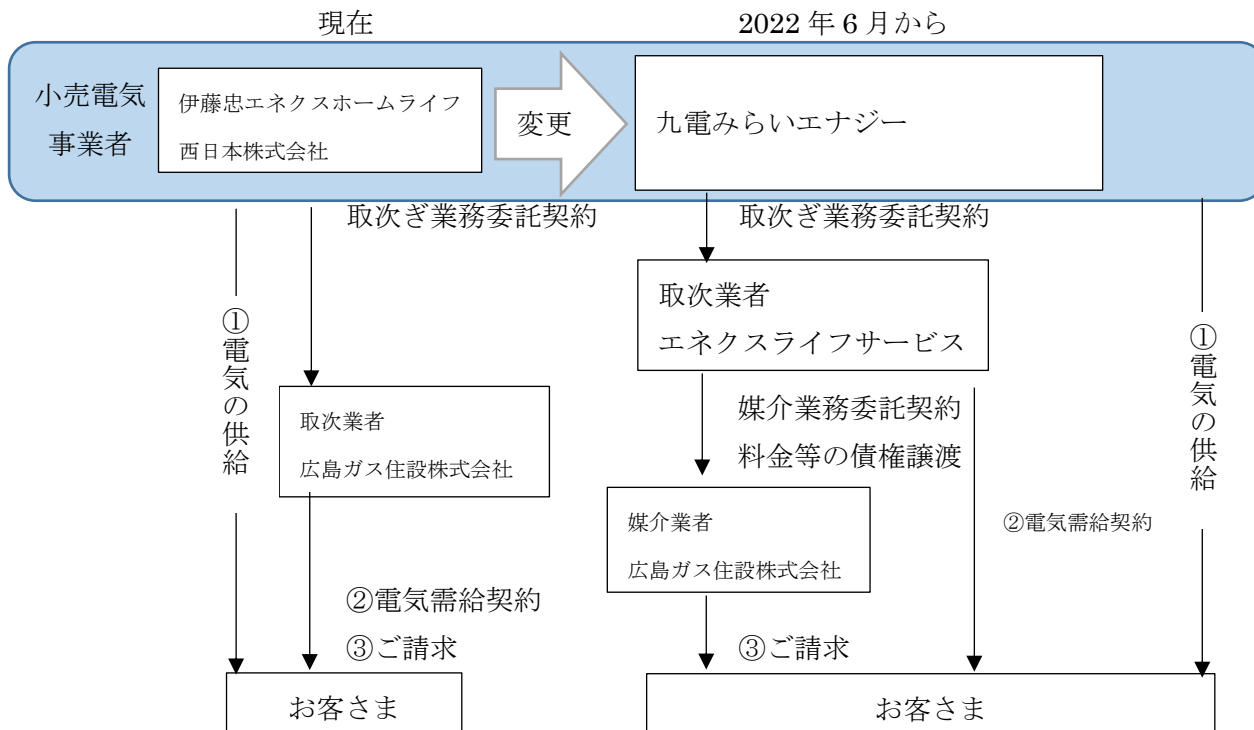
このたび当社は、電気の供給サービスを安定してお届けするため、また今後のさらなるサービスの向上を目指し、**2022年6月1日**から九電みらいエナジー株式会社と提携し、電気の供給元（小売電気事業者）及び電気需給契約者を順次後段のとおり変更させていただきます。

なお、ご請求・お支払窓口ならびに主なご契約内容（電気料金メニュー・単価・お支払期日・ご契約期間等）は変更ございません。

本変更に際して、上記の事由の他、当社が九電みらいエナジー株式会社及び株式会社エネクスライフサービス（以下、「ELS」）に対し当社が保有するご契約者様の情報の提供を行うことについてご承諾をたまわりたく、お願い申し上げます。なお、電気の供給元を変更後、「電気需給契約のお知らせ」を郵送いたします。

謹白

1. 変更点



2. 電気需給約款の主な変更内容

◆電気需給契約における変更点

●供給元：電気の供給元が伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社から九電みらいエナジー株式会社に変更となります。

◆電気需給約款の主な変更内容の概要（条項の番号はいずれも変更後の番号を指します）

・電気の供給に関して

（変更前）伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社から低圧のお客さまに対して電気を供給する。

（変更後）本小売電気事業者が提供する電力の供給サービスを当社が取り次ぐ。

※電気需給約款全体について、電気の供給元変更に伴う修正を実施。

※下記3. のとおり、電気需給約款変更のうえ、取次業者は、E L Sに変更となり、当社は、E L Sの媒介業者となります。

・第2条（用語の定義）について

15.（需要場所）

（変更前）第2条15項にて記載の需要場所。

（変更後）託送供給等約款の定めによる。

※実質的な内容に変更はございません。

25. 本小売電気事業者（追加）

E L Sとの取次ぎ業務委託契約に基づきお客さまに電気を供給する小売電気事業者である九電みらいエナジー株式会社をいいます。

・費用負担について

（変更前）当社（または小売電気事業者）が一般送配電事業者から求められた費用に対し、お客さまにご請求を実施。

（変更後）本小売電気事業者が一般送配電事業者から求められた費用に対し、当社への請求を踏まえ、当社がお客さまにご請求を実施。

対象条項：第22条、第23条、第27条第4項、第30条第3項

・第29条（E L Sと本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更）について（追加）

E L Sと本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が終了した場合について、以下の条項を追加しております。

「E L Sと本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了し、E L Sと本小売電気事業者との協議に基づき、E L Sが指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、E L Sは、あらかじめその旨とその他必要な事項をE L Sが指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまにE L Sが適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、E L Sが指定する小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに書面により通知するものとします。」

3. 電気需給契約者の変更

上記2. の電気需給約款変更のうえ、電気需給契約者（取次業者）を当社からE L Sに変更いたします。当社は、E L Sの媒介業者となり、同社から料金等の債権譲渡を受けるため、料金等のご請求は引き続き当社から実施いたします。

4. 個人情報の取り扱いに関するご案内

<共同利用する者の範囲>

（変更前）小売電気事業者：当社以外の小売電気事業者

（変更後）小売電気事業者：九電みらいエナジー、それ以外の小売電気事業者

以上